

緊急保証 制度のご案内

厳しい経営環境におかれている中小企業の皆さまの資金繰りを応援する保証制度です。
幅広い業種の方が対象となった本制度をご利用ください。

制度概要

保証対象者

国際的な金融不安、経済の収縮などの影響を強く受けている指定業種※に属する事業を行い、市町村長の認定(経営安定関連保証5号)を受けた中小企業の方。
※指定業種については当協会のホームページをご覧ください。

<http://www.niigata-cgc.or.jp>

保証限度額

一般保証とは別枠でご利用いただけます。

2億8,000万円 (既存の経営安定関連保証の残高を含む。)

■普通2億円以内 ■無担保8,000万円以内 ■無担保無保証人保証1,250万円以内

信用保証料率

年0.8% 無担保無保証人保証をご利用の場合は、**年0.6%**

*「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している会社等の場合は、さらに0.1%引下げます。

貸付利率

金融機関所定利率

保証期間

10年以内

(据置期間2年以内を含む。)

保証人

原則として法人代表者以外、保証人は必要ありません。

担保

必要に応じてご提供いただきます。 **保証割合 100%**(全部保証)

添付書類

市町村長が交付する認定書(5号要件)が必要となります。
認定要件は裏面をご確認ください。

取扱期間 / 平成20年10月31日より平成22年3月31日まで



新潟県信用保証協会

認定要件（概要）

次のいずれかの要件に該当している方が対象となります

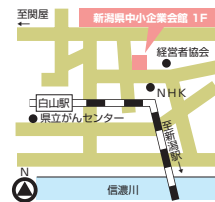
- ① 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヵ月の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業の方
- ② 指定業種に属する事業を行っており、売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業の方
- ③ 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヵ月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業の方
- ④ 指定業種に属する事業を行っており、新型インフルエンザの発生に起因してその事業に影響を受けた後、最近1ヵ月間の売上高等が前年同期比マイナス3%以上、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比マイナス3%以上を見込む中小企業の方

「特別相談窓口」で皆さまからのご質問・ご相談を伺っております。

詳しくは、お近くの保証協会本店・支店までお問い合わせください。

本店営業部

〒951-8640
新潟市中央区川岸町1-47-1（新潟県中小企業会館内）
保証第一課：☎025-267-1313
保証第二課：☎025-267-1315



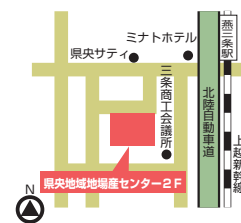
長岡支店

〒940-0065
長岡市坂之上町2-1-1（長岡商工会議所内）
☎0258-35-5714



県央支店

〒955-0092
三条市須頃1-17（県央地域地場産センター内）
☎0256-33-6661



上越支店

〒943-0804
上越市新光町1-10-20（上越商工会館内）
☎025-523-7225



佐渡支店

〒952-1314
佐渡市河原田本町394
（佐渡市役所佐和田行政サービスセンター内）
☎0259-57-2011

